

尊厳死宣言公正証書

本公証人は、尊厳死宣言者山際 勉の囑託により、平成26年7月16日、その陳述内容が囑託人の真意であることを確認の上、宣言に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

本 旨

第1条 私山際 勉は、私が将来病気などに罹り、それが不治であり、かつ、死期が迫っている場合に備えて、私の家族及び私の医療に携わっている方々に以下の要望を宣言します。

1 私の疾病又は外傷が、私の主治医又は担当医を含む2名の医師により、現在の医学では不治の状態にあり、死期が迫っていて、延命措置を行うか否かにかかわらず死に至り、延命措置の実行は、単に死の過程を人工的に引き延ばすだけであると診断された場合には、そのような延命措置の実行は一切行わないでください。

2 私の疾病が癌である場合、私の主治医又は担当医を含む2名の医師により、癌が遠隔転移或いは



再発をして癌根治治療が現在の医学で不能であると診断された場合には抗癌剤治療を取り止めて、緩和ケア治療を進めてください。

3 私の苦痛を和らげる処置を最大限実施してください。そのために、麻薬などの副作用により死亡時期が早まったとしてもかまいません。

4 私が数カ月以上に涉って、いわゆる植物状態に陥ったときは、一切の生命維持装置を取り止めてください。

第2条 この尊厳死宣言は、私の精神が健全な状態にあるときに作成したものであり、今後、私の精神が健全な状態にあるうちに私自身が書面で撤回の意思を表明しない限り、将来にわたって有効なものとなります。

従って、私が、書面によってこの宣言を取り消さないうちに、以上のような延命措置に関する指示をする能力を失った場合には、この宣言が、私の法律権利に関する最後の意思として私の家族及び医師により尊重されることを望みます。

第3条 私のこの宣言による要望を忠実に果たして下



さった方々に深く感謝申し上げます。そして、その方々が私の要望に従ってされた行為の一切の責任は、私自身にあることを付言いたします。

警察、検察の関係者におかれましては、私の家族や医師が私の意思に沿った行動を執ったことにより、これら方々に対する犯罪捜査や訴追の対象とする事のないよう特にお願ひします。

本旨外の要件

大阪府 [REDACTED] 号

司法書士

山 際 勉

昭和48年12月2日生

山際 勉は、本職においてその氏名を知り、かつ面識がある。

本公証人において前記事項を囑託人に朗読したところ、これを承認して下記に署名押印した。

山 際 勉 (印)

本証書は、前記同日、当役場において法定の方式に従い作成した。よって、下記に署名押印する。

兵庫県尼崎市昭和通7丁目234番地

神戸地方法務局所属公証人役場



神戸地方法務局所属

公証人



前記同日、当役場において正本を作成し、囑託人に  
交付する。

兵庫県尼崎市昭和通7丁目234番地

神戸地方法務局所属

公証人



神戸地方法務局所属公証人役場